

平成27年3月6日

平成27年登米市議会定例会
2月定期議会 議案
(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第 50 号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例について	1
議案第 51 号	登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2
議案第 52 号	登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	10
議案第 53 号	登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	13
議案第 54 号	平成 26 年度登米市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 55 号	平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊

議案第 50 号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例について

登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 3 月 6 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市営住宅条例の一部を改正する条例

登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。
別表の 1 市営単独住宅の表に次のように加える。

南方高石住宅（27号）	登米市南方町山成前 842 番地 1
-------------	--------------------

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 51 号

登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第8号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 3 月 6 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年登米市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 6 条第 2 項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 5 条第 2 項のサービス提供責任者」を削り、同条第 5 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第 5 号中「第 82 条第 6 項第 1 号」を「第 82 条第 6 項」に改め、同項第 6 号中「第 82 条第 6 項第 2 号」を「第 82 条第 6 項」に改め、同項第 7 号中「第 82 条第 6 項第 3 号」を「第 82 条第 6 項」に改め、同項第 8 号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 23 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 32 条第 2 項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第 60 条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 63 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型 居宅介護事業所に中欄に	指定認知症対応型共同生活介護 事業所、指定地域密着型特定施	介護職員
----------------------------	----------------------------------	------

掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第 82 条第 7 項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 8 項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第 10 項ただし書中「第 6 項各号」を「第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第 83 条第 1 項ただし書中「前条第 6 項各号」を「前条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第 3 項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第 85 条第 1 項中「25 人」を「29 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「15 人（」の次に「登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

第 91 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 106 条中「第 82 条第 6 項各号」を「第 82 条第 6 項」に改める。

第 110 条第 4 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第 7 項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 111 条第 1 項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 113 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1 の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

第 121 条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第 130 条第 9 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第 10 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 131 条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第 135 条を次のように改める。

第 135 条 削除

第 148 条第 2 項第 9 号を削る。

第 151 条第 4 項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項、第 152 条第 1 項第 6 号並びに第 180 条第 1 項第 3 号において同じ。）」を加え、同条第 8 項第 1 号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第 12 項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第 13 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第 15 項及び第 16 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の 1 項を加える。

17 第 1 項第 1 号の医師及び同項第 6 号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト

型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書及び第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条第1項本文中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条の見出しを「（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）」に改

め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号イただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項本文中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し、同条各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者は、」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第

8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出しを「（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(介護予防訪問介護に関する経過措置)
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「旧法」という。）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又は法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第 6 条第 2 項の規定はなおその効力を有する。
(介護予防通所介護に関する経過措置)
- 3 旧法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護又は法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の 151 条第 13 項の規定はなおその効力を有する。

議案第 52 号

登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第9号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 3 月 6 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年登米市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第 8 条第 1 項中「第 44 条第 6 項第 2 号」を「第 44 条第 6 項」に、「第 44 条第 6 項第 3 号」を「第 44 条第 6 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 19 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同

条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第44条第6項各号を削り、同条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合

型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準第 173 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第 47 条第 1 項中「25 人」を「29 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「15 人（」の次に「登録定員が 25 人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

第 63 条中「第 44 条第 6 項各号」を「第 44 条第 6 項」に改める。

第 65 条中「及び第 31 条から第 38 条まで」を「、第 31 条から第 36 条まで、第 37 条（第 4 項を除く。）及び第 38 条」に改める。

第 66 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 70 条中「第 8 条の 2 第 17 項」を「第 8 条の 2 第 15 項」に改める。

第 74 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1 の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることがきる。

第 86 条中「から第 38 条まで」を「、第 37 条（第 4 項を除く。）、第 38 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 53 号

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年登米市条例第42号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 3 月 6 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年登米市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第 15 条第 1 号中「第 140 条の 66 第 5 項」を「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」に改める。

第 31 条第 2 項第 1 号中「第 33 条第 13 号」を「第 33 条第 14 号」に改め、同項第 2 号エ中「第 33 条第 14 号」を「第 33 条第 15 号」に改め、同号オ中「第 33 条第 15 号」を「第 33 条第 16 号」に改める。

第 33 条中第 26 号を第 27 号とし、第 18 号から第 25 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「第 12 号」を「第 13 号」に、「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 16 号を第 17 号とし、同条第 15 号中「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第 16 号とし、同条中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、同条第 12 号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 39 条第 2 号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 76 条第 2 号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第 33 条に次の 1 号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。